

**業務委託におけるスライド制度
運用の手引き**

**令和8年4月
群馬県会計局**

1 趣旨・目的

群馬県の業務委託契約においては、人件費や物価の動向を勘案して予定価格の積算を行っています。契約後に急激な市場価格の変動があった場合等は、事情変更に基づく契約変更として協議の上で変更契約を締結することが可能とされていますが、明確な取り扱いの基準はありませんでした。

しかしながら、市場価格が変動しているにもかかわらず、特に複数年契約において適正な変更契約が行われない場合、受注者に過度な負担のしわ寄せがいくだけでなく、必要な公共サービスの質の低下にもつながる恐れがあります。

近年、人件費や物価水準の高騰が続く中、客観的に価格変動率を参照できる指標があり、かつ契約期間等の諸条件を満たす業務委託契約については、一定水準を超える変動があった場合に適正な価格転嫁及びサービスの質の確保を目的に契約額を見直す制度が必要であると考え、スライド制度を導入します。

2 スライド制度の概要

(1) 制度の概要

履行期間が複数年にわたる労働集約型業務委託契約において、契約期間中に賃金水準の変動があった場合、残履行期間分の契約額を変更する制度です。

具体的には、積算において使用した労務単価（主に国土交通省公表の建築保全労務単価を想定）の年度間変動率がプラスマイナス1%を超えた場合に、契約の残履行期間分に相当する見直し額（以下、「スライド額」という。）を算定し、契約金額の増減を行います。

(2) 対象業務

原則として次の全てに該当する業務です。

- ア ビルメンテナンス業務（庁舎その他の施設の清掃業務、警備業務（機械警備を除く）、機械設備の保守管理業務）。
- イ 契約期間が12か月を超えるものであること。
- ウ 履行開始日が令和8年4月1日以降であること。

(3) 適用条件

次の条件に該当する場合に適用します。

- ア 残履行期間が基準日から2か月以上残っていること。
- イ 履行開始日から12か月经過していること。
- ウ 賃金水準の変動により、発注者（県）の積算による変動後の残契約金額と変動前の残契約金額との差額が、変動前の残契約金額の1/100を超えていること。

(4) 適用開始時期

令和8年度から

(5) 対象費用及び請求可能時期

スライド協議の対象費用及び請求可能時期については、以下のとおりです。

① スライド協議の対象費用

以下のア及びイの費用とします。

ア 業務に係る直接人件費（労務単価）

イ 「ア 直接人件費」を用いて算出する経費（国等が示した指針に基づき、積算において、直接人件費を用いて他の経費（直接物品費、業務管理費、一般管理費等）を算出している場合は、賃金水準の変動による直接人件費の増減に応じて、これらの経費も連動してスライドさせることになる。）

② 請求可能時期

請求可能時期は、履行開始日から12か月経過し、かつ賃金水準の変動が適用された日以降です。ただし、予定価格の算定に事業者からの見積を使用した場合は、履行開始日から12か月経過し、かつ建築保全業務労務単価の変更が適用された日以降とします。

※発注者（県）又は受注者が契約金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を書面により提出した日を「請求日」とします。

③ 再スライド

②による契約金額変更後、再度価格変動があったときは、基準日（原則として、請求日の属する月の1日）からさらに12か月を経過した日以降、なお前記（3）の適用条件を満たしていれば再度スライド協議の請求を行うことができます。

（6）スライド額の算定方法

① スライド額は、次式により算定します。

スライド額	=	①変動後の単価を反映した契約額	-	②変動前の単価に基づく契約額（当初契約額）	-	③受注者負担分（当初契約額の1/100）
		P2:価格変動後の残履行期間委託契		P1:残履行期間委託契約額		P1 × (1/100)

② 実際のスライド額の計算は、発注者（群馬県）が行います。

スライド額の算定方法は、当初契約の予定価格の積算方法が以下のいずれかにより異なります。

ア 国土交通省の建築保全業務積算基準を用いて予定価格を積算した場合

変動後の建築保全労務単価を用いて変動後の残契約金額を算出。

イ 事業者見積を用いて予定価格を積算した場合

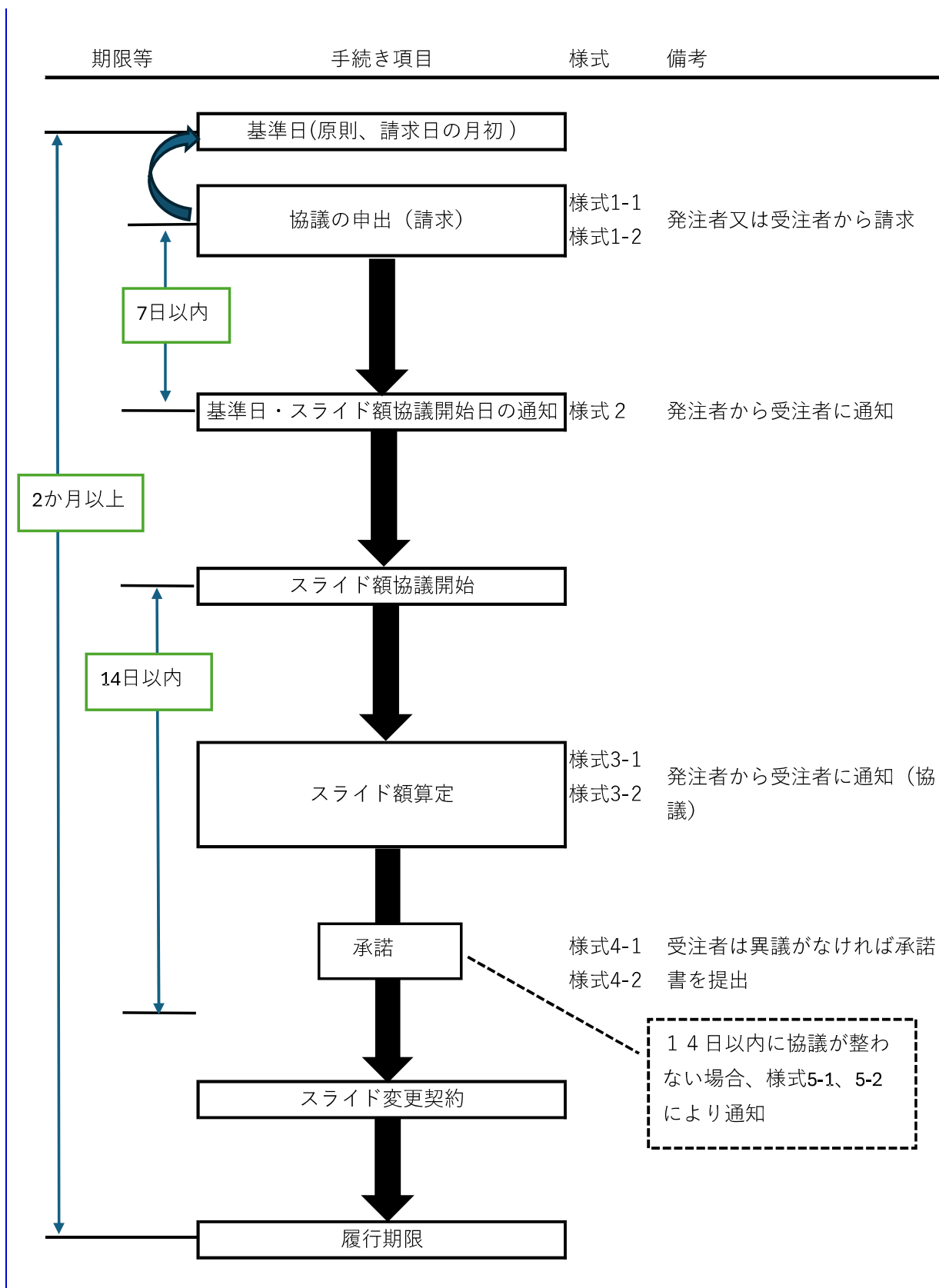
履行開始日時点と基準日時点との建築保全労務単価の変動率により算出。

【スライド制度のイメージ】



3 スライド制度の実施フロー

(1) 実施フロー図



(2) 実施手続き

① スライド請求の前年度（国土交通省の建築保全労務単価の公表）

- ア 毎年度 2 月に 4 月以降の労務単価が公表される
- イ 前年度単価からの変動幅を確認
 - ⇒ 変動幅 1 % 超 → スライド請求が可能
 - ⇒ 変動幅 1 % 以内 → スライド対象外

② スライド請求の年度

- ア 県または受注者は、契約条項に基づきスライドを請求する
- イ 県はスライド額を算定し、受注者に通知する
- ウ 受注者は、県に対し承諾書を提出する

4 その他

(1) 令和 8 年 3 月 3 1 日以前に締結した契約の取扱い

令和 8 年 3 月 3 1 日以前に契約を締結した履行中の業務委託については、当初契約時点でスライド制度の対象とすることができないため、例外的な取扱いとして、残履行期間が 12 か月を超える場合は、以下①～③により変更契約手続きを行うことにより、同様の取扱いを可能とします。該当する契約については、発注者（県）は受注者に対してスライド制度適用についての意向を確認し、受注者が希望する場合には、必ず令和 8 年度当初に手続きを行います。

- ① 「スライド特約条項」（別紙 1）を添付した変更契約を締結する。ただし、他に同趣旨の条項がある場合は、重複させないこと。
- ② 適用を希望する受注者は、契約額に応じた「委託費内訳書」（別紙 2）を提出する。
- ③ 本手引き中の「履行開始日」は、「変更契約日」と読み替える。

(2) スライド額の取扱い

スライドによる増額となった場合、制度の趣旨を鑑み、増額分は業務従事者の賃金の引き上げや再委託企業との契約金額の見直しなどの適切な対応をお願いします。

契約内容によって修正することは差し支えない。
変更契約により本条項を適用させる場合は、第1条、第3条の「履行期間開始」を
「変更契約」に修正すること。

別紙 1

賃金の変動に基づく契約金額の変更に関する特約条項（例）

第1条 発注者又は受注者は、履行期間内で履行期間開始の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準の変動により契約金額が著しく不相当となったときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。

第2条 発注者又は受注者は、前条の規定による請求があったときは、変動前残契約金額（契約金額から基準日（発注者と受注者の協議により定める日とし、請求があった日の属する月の1日を基本とする。）における既履行部分に相応する額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残契約金額（変動後の賃金を基礎として算出した変動前残契約金額に相応する額をいう。）との差額のうち変動前残契約金額の100分の1を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、基準日から履行期間の終期までの期間が2か月以上ない場合は、契約金額の変更を行わないこととする。

第3条 第1条の規定による請求は、本特約事項の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同条中「履行期間開始の日」とあるのは、「直前の本特約条項に基づく契約変更の基準日」とするものとする。

第4条 契約金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者へ通知する。

第5条 前条の協議開始日については、発注者が受注者との協議の上定め、基準日とともに受注者へ通知しなければならない。ただし、発注者が第1条の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始日を通知しない場合には、受注者は、協議開始日を定め、発注者へ通知することができる。

第6条 その他、必要な事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

令和 年 月 日

群馬県知事 あて
(又は〇〇事務所長)

(受注者) 所在地
商号又は名称
職・氏名
担当者氏名

賃金の変動に基づく契約金額の変更に関する特約条項
に基づく契約金額の変更について

次の契約について、賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条に基づき、
契約金額の変更を請求します。

委託契約名	
契約締結日	令和 年 月 日 (変更契約締結日 年 月 日)
契約期間	令和 年 月 日 ~ 年 月 日
協議開始希望日	令和 年 月 日
契約金額	円 (税込み)
請求の理由	

(スライド額がある場合) 承諾書

(様式4-1)

令和 年 月 日

群馬県知事 様
(又は〇〇事務所長)

(受注者) 所在地
商号又は名称
職・氏名

賃金の変動に基づく契約金額の変更に関する特約条項
に基づくスライド額について

令和 年 月 日付けで協議のあった標記について、次のとおり承諾します。

なお、契約金額の増額分については、賃金の引き上げや再委託企業との契約金額の見直しなど適切な対応を行います。(減額スライドの場合、赤字部分は記述しない。)

委託契約名	
スライド額	円 (うち消費税及び地方消費税額 円)

(スライド額がない場合) 承諾書

(様式4-2)

令和 年 月 日

群馬県知事 殿
(又は〇〇事務所長)

(受注者) 所在地
商号又は名称
職・氏名

賃金の変動に基づく契約金額の変更に関する特約条項
に基づくスライド額について

令和 年 月 日付で協議のあった標記について、次のとおり承諾します。

委託契約名	
スライド額	0円